令和5年 不当労働行為事件一覧表

1 前年繰越事件

整理	事件番号 業種名	申 立 要 旨	申 立	終 結 年月日	処理	調査	審問
番号	(労組法該当号)	中 立 安 目	年月日	終結区分	日数	回数	回数
1	3年4号 道路旅客運送業 (バス専業)	会社は、令和2年(2020年)11月、組合員A 及び執行委員長Bに対し約2か月間の無給の出 勤停止処分並びに書記長Cに対し懲戒解雇処分 を行い、また、Bに対し定年退職後の継続雇用	3.3.22	5.10.20	943日	1回(11回)	0回(2回)
		拒否を行った。 Aは、平成30年(2018年)5月に、Cから自 家用車の修理を依頼され、会社の許可を受けず に会社敷地内にて修理を行ったことを処分理由					
		とされている。また、依頼したCについても、 Aに道路運送車両法第78条に違反する行為を行 わせたとして、処分理由の1つに挙げられてい					
		る。しかしながら、当時、敷地の私的利用について厳格な規制は行われておらず、また、根拠とする道路運送車両法の対象にもなり得ず、出勤停止の懲戒事由に該当するといえないことか					
		動停止の総成事由に該当りるといえないことが ら、本処分は懲戒権を濫用しており不当である。 すなわち、会社は、Aを重く処分することで、 Cにも連座的に重い処分を課しており、本処分					
		が C の排除を目的とした不当労働行為意思に基づくものであると強く推認させる。 B 及び C の処分理由とされているのが、会社					
		の労務課長と共謀し、従業員に組合活動従事という目的を秘して有給休暇を取得させたのち、 会社に無断で当該有給休暇日を欠勤扱いに変更					
		し、有給消化をさせない運用を図ったというものである。しかしながら、本件欠勤処理は、平成30年(2018年)に、代表取締役社長が従来の組合休暇の取扱いを一方的に変更したことか					
		ら、翌年、労務課長から発案されたものであり、 その処理に当たり、会社と随時確認を行ってき たのであるから、会社に秘していないことは明					
		らかである。また、処分の根拠とする就業規則 の条項は本件に該当しない。つまり、本件欠勤 処理を理由とする懲戒処分は、組合をだまし討					
		ちにして組合執行部を排除し、組合活動を弱体 化させようとするものにほかならない。 なお、Cについては、非組合員である係長に					
		対しパワーハラスメント行為を行ったことも、 処分の理由に挙げられている。しかしながら、 Cは、組合事務所を訪ねた係長に対し、組合専 従者として必要な対応を行ったに過ぎず、組合					
		使者として必要な対応を行ったに適ぎす、組合 業務に関連する会話を持ち出して懲戒処分する こと自体が、支配介入及び不当労働行為意思に 基づく不利益取扱いといえる。					
		会社は、上記懲戒処分を、就業規則に定められる手続及び労使間での事前協議を行うことなく一方的に実施しており、組合が再三申入れた					
		団体交渉に応じなかった。令和2年(2020年) 12月、会社は、団体交渉に応じる旨の回答をしたが、Cは組合員資格を失っているとして、C の団体交渉出席を拒否し、さらに、Cの組合事					

整理	事件番号		申立	終結	処理	調査	審問
番号	業 種 名 (労組法該当号)	申 立 要 旨	年月日	年月日 終結区分	日数	回数	回数
(続き)	(1 · 2 · 3)	務所への出入りをやめるよう通知を行った。令和3年(2021年)1月に行われた団体交渉で、会社は、団体交渉を拒否してきた理由について合理的な説明を行わず、さらに、懲戒処分について、従来の慣行であった事前協議制自体が存在しないと回答するなど、不誠実な態度をとった。					
2		初期を定している。 一の物は、などであるが、 を主いいたがするなと、 を主いいたがするなと、 を主した。 を主いが、もの日は、のの組合をといったがする会社とを、 を対した。とない、のの組合をといったがする会社とので、 を対した。 を対した。 を対して、と対してはは、 を対して、と対しては、 を対して、とがあるが、は、 を対して、とがするとは、 を対して、とがするとは、 を対して、とがするなが、もの日ようからでは、 を対した。 会社の日よよ日で、 を対した。 会社の月1日日の見出した。 会社の日よりには、 を対した。 会社の日よりには、 を対した。 会社の日よりには、 を対した。 会社の日は、 のでが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 の	3.4.30	5.1.30 関与和解	641日	1回(10回)	О 🗉
3	3年6号 道路旅客運送業 (バス専業)	組合は、令和3年(2021年)5月31日、会社に対し、同年4月以降の36協定締結等の9項目を団交事項とする団体交渉の申入れを行った。	3.8.10 追加申立	5.1.30 全部救済	539日	0回(7回)	0回(2回)
		これに対し、会社は、①同年4月29日をもって定年退職しているA執行委員長の名義で提出された申入書では、真に組合の意思に基づいた	3.12.21				

整理	事件番号 業 種 名	申 立 要 旨	申 立	終 結 年月日	処理	調査	審問
番号	(労組法該当号)		年月日	終結区分	日数	回数	回数
(続き)	$(2\cdot 3)$	おりもないの組入いとでかしれ持、るし を対している自己を使いた。 を対している自己を使いた。 を対している自己を使いた。 をは、いの組入いとのですがあれた。 をは、いの組入いとのですがあたた。 をは、ものは判断が上でいるのですがあれた。 をは、ものは判断が上ででと回合した。 をは、ものは判断が上ででなりで書求行協は数3 6 社にとでなり、 をは、ものは判断が上でがある長めったの時のととでは、 ののは対かが方を関がいる。の関ながは、 と会約が、は、は、のは判断ではなり、でのははなららで書求行協は数3 6 社にといり、 をはなららなにでと回合れた。 ののは対かが方がある長めったの時のととではながあれた。 をはならのですがよれではが多かある長が、のの組入いと合うと、 があると。 はなららなにではかり、でかし、 がな真いができているのようでですがあれた。 をでといの組入いと合うと、 があれたをはならのですがあれた。 をではながあたた渉がからのでのは、 されたのは、 ののはは基執でなが、 ののははま、 ののははま、 ののははなら、 ののは、 ののに、 ののに、 ののに、 ののに、 のに、 のに、 のに、					
4	4年1号 道路旅客運送業 (バス専業) 4年2号事件と 併合(4.4.13)	Xが加入するA労働組合は、令和3年(2021年)5月18日及び同年6月18日、36協定締結に関する団体交渉を申し入れた。これに対し会社は、組合執行委員長Bが、同年4月29日に定年退職し従業員としての地位を喪失したため、組合員資格及び執行委員長資格を失ったと主張し、B執行委員長名義の上記申入れに応じず、また、同様の理由で、同年9月8日、同年10月25日及び同年12月6日に組合が申し入れた暖房手当等に係る団体交渉申入れにも応じなかった。しかしながら、会社は、同年11月1日、B執行委員長名義の団体交渉を拒否する一方で、自らが組合の正当な代表権限を有すると主張す	4.1.13	(係属中)	_	4回 (10回)	0回(2回)

整理	事件番号 業種名	申 立 要 旨	申 立	終結 年月日 終結区公	処理	調査	審問
整番 (続き)		る解した。 のとな内、刻請委代にかでを は神子を記していた。 でででなといいがは、 ででなといいがは、 ででででは、 をが、対の長れに、 をが、対の長れに、 のとなり、 のとなり、 のとなり、 のとなり、 のになどでは、 のになどでは、 のになどでは、 のになどでは、 のになどでは、 のになどでは、 のになどでは、 のになどでは、 のになどでは、 のになどでは、 のになどでは、 のになどでは、 のになどでは、 のになどでは、 のになどでは、 のになどでは、 のにないが、 のにない、 のにない、 のにない、 のにはは、 のにない、 のでい、 ののでい、 のい、 のい、 のい、 のい、 のい、 のい、 のい、 の	申立年月日	1	処 日	調 回 数	審 回
	(1)	対する弾劾請求を次席の立場でとりまとめたD					

整理	事件番号	т ->	申立	終結	処理	調査	審問
番号	(労組法該当号)	中 立 安 目	年月日	終結区分	日数	回数	回数
	業 種 名	の地長ち月31日1日1日にめるたとになり、時抗 自長を失ったとなりますが、現自においていき、 でいる。こことなり、時抗 と業社がいいの方りにはは、でいる。 でいる。こことなり、同のと性を会したが、の間ととない。 でいる。こことなり、同のとはは、でいる。 でいる。こことなり、一でいる。 でいる。こことなり、一でいる。 でいる。こことなり、一でいる。 でいる。こことなり、一でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 にいる。 でいる。 にいる。 でいる。 に	, —	年月日 終結区分 —			
		事項であること等と具体的な理由を説明していない。 なお、会社は、Cらへの配置転換に係る組合からの団体交渉申入れに対し、申入れ書面を返却し、また、組合が同年1月30日定期大会において、Aに対する定年後再雇用拒否が組合規約における解雇に該当するとして、Aの組合員と					

整理	事件番号		申立	終 結	処理	調査	審問
番号	業 種 名 (労組法該当号)	申 立 要 旨	年月日	年月日 終結区分	日数	回数	回数
(続き)	(1・3)	し認を記している。 ででないたける。 にはとをでする。 にはとないたける。 にははかかからられているがほことががよっている。 ででで、由まかかでは、、一般では、一般では、では、一般では、では、一般では、では、一般では、これでは、では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	平 为 日		H XX	四数	
6	4年3号 道路旅客運送業 (バス専業)	従前、組合員の暖房手当について、支部を有する申立人組合が全道一律の要求額を決定に締結したで要求書を提出し、集団交渉方式で交渉及でに締結した中央協定書に基づいて各支部で交渉及での締結がされてきたが、令和2年(2020年)度は、新型コロナウイルスの感染拡大を考慮るし、X1支部と会社との間で至っていた。組合と同様交渉を行い協定締結に至っていた。組合と同様である年(2021年)度においても同年9月8日付け書面にてX1支部とし、団体交渉を行う針とし、団体交渉を行う計書を行うがよとし、対事をところ、会社は、X1支部ところ、会社は、X1支部ところ、会社は、X1支部ところ、会社は、X1支部ところ、会社は、X1支部を再し、その後のX1支部単独の申入れ及びたるのも、ところ、会社は、Bに対し組合員では、31支部といていたため、Bに対し組合員では、31支部といていたため、Bに対し組合員では、31支部といていたため、Bに対し組合員では、31支部といていたため、Bに対し、31支部といていたため、Bに対し、31支部を行いたため、Bに対し、31支部を行いたため、Bに対し、31支部を行動を行いたため、Bに対し、31支部に対していたため、Bに対していたため、Bに対していたため、Bに対していたため、Bに対していたため、Bに対していたところ、会社は、Bの弾劾請求及びこれを		一 (係属中)	_	7回(8回)	0回

		T					
整理	事件番号	申 立 要 旨	申 立	終結	処理	調査	審問
番号	業 種 名 (労組法該当号)	申 立 要 旨	年月日	年月日 終結区分	日数	回数	回数
(続き)		受ら4名の表に、	十万日		H 数	四数	四数
	(2)	いない。					

整理	事件番号			<u> </u>		申 立	終結	処理	調査	審問
番号	業 種 名 (労組法該当号)	申	立	要	归	年月日	年月日 終結区分	日数	回数	回数
	業 種 名	会提ク労を席の前で回認 社EB委「し 会め反団所な が出下く(社案一働行し送車話はしA長書社員Dた同社、で交長ど同、席で抗追とさル条った迎掌合Dたドは記長長所。月側組不事にと年会しは議加令れバ件た。廃らい所。ラも長はが長 29か合誠項確述4社な団し申和たス変。こ止とが長 イうが「「が 日らら実に認べ月側か体た立4、車更会の問今な出 バー「うおい 、はは団つした8かっ交。(年①掌を社う超後さ席 一度次の」が、第2百万で、、にたが、6000000000000000000000000000000000000	(艮の臣則らこりもり)の舌団・ハ・・2部所ででく まこが 220職送なか、つ車た下 労し団としの 回長長あ、だ 第、め成 ・22金迎議ら上い掌経で 働合で述まで 団1のるCさ 3ま、立 1)と背景が言葉経民 第二ではまで 何)と旨言い 国力自己	「再見発題は兄て送韓団(各方でドナ可(本人出言部))回と前し())組)定止とB②は迎が体(件旨?た」と(交し席強長私(団し回な)のの、す社の、をあ交(変述と一とも)渉かがくは私(体で同い)ら月不③る長ス会どっ渉(更べた方述言)が出な抗「た)交も様と	利A第及ク社うたを にただでべえ 開席い議細説 渉C、し、1のすこ行 つたじ、たな 催しこしか明 が部Dて変ラ回CルDるとう いめたXのい さなとたい明 開長所組更イ団部バ所かかこ て、と2に」 れかは。部で 催1長合、バ体長ス長にらと はXこの対と たっ約ま分な さ人不は②一交が車がつ、を 、1ろFし返 がた東たはい れし在激スの渉出掌以い次確 Bの、副、答 、た違、Dリ たかのし		年月日 終結区分			
	(2 · 3)	申入書で、交番の成などの団体交流 ろ、会社は同月1 は各営業所にて していただきたい」	の歩4畳(含~働の団F~司は会社)見を日組とら、協が体10に月団社はら題直会付合回は交約、交月の14体はら題し、著「人」といいます。	し出けと答 番上3歩7ハヨ交司:し及に書管し過の、所で日て付渉年協、び申面理た去見団長は付団けの12議令夏しで者。に直体はなけ体回議月す和	入「で 締し交組い申交答題28日で、 おは渉合と入渉書で日こをとい応 働件必話たりを改言したいといな会なのしよ話、い社くないないによるのしよ話、い社くないないないでなったのでなったが、 がればい かんしょう はいます かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はいしょう はいしょう かんしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいまい かんしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう かんしょう はいしょう はいまい はいしょう はいまい はいしょう はいない はいままり はいしょう はいしょう はいしょう はいしょう はいまい はいしょう はいしょく はいしょく はいしょう はいしょく はいしょく はいしょく はいしょく はいしょく はいしょく はいしょく はい はい はい はいしょく はいしょく はいしょく はいしょく はいしょく はいしょく はいしょく はいしょく はいしょく はい					

整理	事件番号	т - т E	申 立	終 結 年月日	処理	調査	審問
番号	業 種 名 (労組法該当号)	申 立 要 旨	年月日	終結区分	日数	回数	回数
番号 8	4年6号	法人が運営する大学受験予備校に、平成8年(1996年)から勤務するAは、1年ごとに労働契約を締結・更新してきたところ、令和2年(2020年)2月、法人から次年度の担当授業コマ大が週平均で当時の23コマから14コマに減少する予定である旨通告を受け、これに納得することができなかったため、令和3年(2021年)1月6日、組合に加入した。組合に加入した。組合は、法人に対し、同月11日付けで団体交渉を申し入れ、A組合員は、同年2月10日に期間の定めのない労働契約への転換を申し入れた第1の定めのない労働契約への転換を申し入れた第1の説明はない労働契約への転換を回回対した。不可能があったが、Aに対して約40%のコマ数削減を行った理由の具体的説明はなかった対しの説明なかったが、Aに対して約40%のコマ数削減を行った理由の具体的説明はなかった。その後の組合と法人の文書のやり取りで、以たい、A組合員との契約は業を示した。不知合員は、令和3年度(2021年度)4月以降、担当授業コマ数を1週間当たり14コマといかい、同年度の契約書には署名していない。		終結区分 一 (係属中)	日数	回数 6回 (7回)	0回
	$(1 \cdot 2 \cdot 3)$	いない。 また、法人は、組合が要求した就業規則及び 専任講師の契約書について、その写しの提供を 拒否する回答を行い、交渉が進展しなかったた め、A組合員は、同年7月13日付けで削減した コマ数に対応する賃金の支払を求めて民事訴訟 を提起した。 同年12月20日、法人からA組合員に対し、令 和4年度(2022年度)に出講依頼を予定してい る授業はない旨の電子メールの送付があった が、組合に対しては、団体交渉の申入れや当該 方針の連絡、説明等はなかった。 令和4年(2022年)1月から3月まで毎月行った団体交渉においても、法人のA組合員への 出講依頼を一切行わない姿勢は変わらず、4月 以降のA組合員からの労務の提供の受領を拒否 する姿勢を示し続けている。					
9	4年7号 映像・音声・文字 情報制作業	A及びBは、令和4年(2022年)3月1日、日刊新聞の発行を業とするY会社に、記者として雇用された。 Aは、Y会社における休日日数や時間外賃金等の割増分が未払いであること等に不満を持ち、同年5月5日に自ら36協定締結に向け従業員代表に立候補したところ、従業員の過半数である5人から賛同する旨の署名を得て、同月11日に従業員代表に選出された。なお、賛同者は同月19日までにさらに2人増え、計7人となった。 従業員代表Aは、同月17日にY会社の人事業務を受託しているZ会社の従業員Cを通じてY会社代表取締役兼Z会社代表取締役社長Dに対し、36協定等の締結に向けた協議の実施や未	4.7.4 追加申立 5.1.20	(係属中)	_	4回(7回)	ОП

整理	事 件 番 号 業 種 名	申 立 要 旨	申 立	終 結 年月日	処理	調査	審問
番号	(労組法該当号)	中 立 安 目	年月日	終結区分	日数	回数	回数
(続き)		払賃金の支払等の要望を伝えた。その後、同月 31日までの間にY会社の取締役Eらから回答を 受ける機会が数回あったが、要望に対して明確					
		に答えることはなかった。また、同月27日、取					
		締役Eは36協定について、従業員代表Aに案 等を提示することなく協定書を作成し、労働基					
		準監督署に提出して同月23日付けで受理された					
		ことを明かした。 その後、Aの従業員代表選出に賛同する署名					
		をした者のうち5人から賛同を取り下げる旨					
		の意思表示があり、うち4人が実際に取下げ の署名をした。					
		同年6月3日、A及びBは両名を組合員と					
		する労働組合を結成し、翌4日朝、執行委員 長Aから組合の結成を知らせるメールを代表					
		取締役Dあてに送信した。					
		同日午後、代表取締役Dらは副執行委員長 Bを会議室に呼び出し、勤務状況等に関する					
		ヒアリング等を行った。					
		その後、取締役Eは副執行委員長Bを別の 部屋に移動させ、「人事総務付け」とする旨の					
		辞令書を交付するとともに、今後従事すべき					
		業務として会社1階の掃除や倉庫整理等と記載した書面を渡し、さらに他の従業員がいる					
		2階に立ち入らないよう命じた。辞令交付の					
		際、副執行委員長Bは取締役Eに対し、組合の結成を伝えるとともに、辞令に対して異議					
		の稲成を伝えるとともに、辞句に対して典議を述べた。					
		代表取締役Dらは、引き続き執行委員長A					
		に対しても副執行委員長Bと同様にヒアリン グを行った。その中で、執行委員長Aは、組					
		合を結成し、自らがその執行委員長であるこ					
		とについて伝えた。取締役Eは執行委員長A に対しても副執行委員長Bと同じ内容の辞令					
		書の交付と今後従事すべき業務等の指示を行					
		った。辞令交付の際、執行委員長Aは取締役 Eに対し、後日異議を述べる可能性がある旨					
		伝え、また従前からの要求に対する回答を改					
		めて求めたが、取締役Eは回答しなかった。 同月5日、執行委員長Aは取締役Eに対し、					
		メールで改めて上記辞令について異議がある					
		旨伝えた。以降、組合はY会社に対し、再三にわたって上記辞令の取消しを求めたが、Y					
		会社は同月30日まで明確に答えなかった。					
		同年7月1日、Y会社代理人弁護士から執 行委員長Aに対して受任通知があり、Y会社					
		には上記辞令を撤回する意向がない旨の回答					
		がなされた。 (追加申立(5.1.20))					
		(追加中亚(5.1.20)) 令和4年(2022年)6月8日以降、組合は					
		会社に対し何度もA及びBの配置転換の撤回					
		等に関する団体交渉の申入れを行ってきたが、 会社が不誠実な対応に終始したため、配置転					
		換の撤回等に関する団体交渉は行われなかっ					
		た。 同年7月29日、会社はA及びBに対して「本					
						<u> </u>	

整理番号	事 件 番 号 業 種 名 (労組法該当号)	申 立 要 旨	申 立 年月日	終 年月日 終結区分	処理 日数	調査回数	審問回数
(続き)	(1 · 2 · 3)	採用拒否通知」を送付し、同年8月31日の試 用期間満了をもって雇用契約を終了し本採用 を拒否する旨を通知し、解雇した。					
10	4年10号医療業	とという。 を告がく退師格月なし与規のの同月29日と大変を開開におりていた。 おいたの場とととして変するという。 おいたの場には、して変弱を表しいした。 を提出したが、及びなり、は、時間1のの日とが、は、時間1のの日とが、という。 は、このの月29日とが、という。 に、とは、という。 に、とは、という。 に、といっ。 に、といっ。 に、といっ。 に、といっ。 に、といっ。 に、といっ。 に、といっ。 に、といっ。 に、といっ。 に、といっ。 に、といっ。 に、といっ。 に、といっ。 に、といっ。 に、といっ。 に、といっ。 に、といっ。 に、といっ。 のい。 のいるに、といっ。 のいるに、といっ。 のいるに、でのいるのいで、といいし、で。 のいるで、といいし、こ。 のいる。 のいるに、でい、といいっ、こ。 のいるに、でいかいいっ。 のいるに、でい、こ。 のいいかいい。 のいいっ。 のいいっ。 のいるに、でいっ。 のいるに、でい。 のいるに、でいっ。 のいっ。 のいいっ。 のいるに、でいっ。 のいっ。 のい。 のいいっ。 のいっ。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい	4.11.11 追加申立 4.12.23 5.2.17 5.7.3 5.12.15	(係属中)		7回(7回)	O□

番号 (労組法該当号) 年月日 終結区分 日数 回数 回数 (続き) いては、同年10月の組合結成当初から提示を求めており、協定が周知されていない事実についても追及したが、法人は、組合の質問に回答しなかった。 また、組合は組合活動で必要な場合、会議室など法人内施設の使用を求めたが、法人側代理人は合理的理由も述べずに施設利用を拒否した。 また、病院の診療受付は17時で終了するところ、団体交渉は18時から行われ、病院1階の大会議室は20名程度は収容可能であり、かつ入院病棟は2階以上にあるため、入院患者等への影響もないが、今回開催された区民センターは、Y1病院からおよそ2キロメートル離れた場所にあり、組合員に移動の労力や時間の負担が生
じるほか、空き室の有無に団交開催日程が生じるなどの問題があるため、次回以降の団体交渉を病院内会議室で開催には静謐な環境が来められ、団体交渉にはふさわしくない」、「病院内で開催した実績がない」として院内開催を拒否した。(追加申立に5・2・17) 組合は、令和5年(2023年)2月2日付け申入書で、労働者代表の選出方法について、同月20日に予定している団体交渉で話し合うよう求めた。 すると法人は、同月3日の18時頃、院内メール及び各階の掲示板で「2023度過半数子機・大変選出のお願いについて」という書面を発し、この書面で、初めて組合員合む一般負は、法人が労働者代表選出のお願いについて」という書面を発し、この書面で、初めて組合員合む一般負は、法人が労働者代表選出を行っている。組合は同月6日、本件の労働者代表選出手続におけう違法性を主張し、団体交渉拒否についても抗議し、選出手続中止を求めたが、同月10日、A支部長の机には同月9日付は締結の「時間外労働・体日労働に関する協定届」と題したファイルが置かれていた。この間、組合はおろか職員に対しても、労働者代表信任投票の結果すら知らされることは、分和4年(2022年)10月28日に組合結成通知及び団体交渉でよれることと理由として、法人に提示するよう求めているが、法人からは一部を除いて提示されていない。特に、成業が最近に対しているが、法人からは一部を除いて提示されていない。特に、成業の基本的な労働条件を消費する必要があることを理由として、法人に提示するよう求めているが、法人からは一部を除いて提示されていない。特に、成業処則は労働者の基本的な労働条件であり、これが分からないことは自らの労働条件であり、これが分からないことは自らの労働条件でが再開確であることは発売すると答えたものであり、義務的団交事項に該当する。さらに、少なくとも腹腔会及程等については、団体交渉で法人が場示できると答えたものであ

整理	事件番号 業 種 名	申 立 要 旨	申 立	終 結 年月日	処理	調査	審問
番号	(労組法該当号)		年月日	終結区分	日数	回数	回数
(続き)	(2·3)	事項の反立(5.7.3)) 令和5年(2023年)6月28日、組合と法人は組したる。(追加申立(5.7.3)) 令和5年(2023年)6月28日、組合と法人は組したの和5年(2023年)6月28日、組合とお洗人を表示が表現題を事前にといる。 に提供をでは出している。 ではは法人の事前提にでは、 にないないでは、 にないないでは、 にないないでは、 にないないでは、 にないないでは、 にないないでは、 にないないでは、 にないないでは、 にないないが、 に、					
11	4年11号	法人は、令和3年(2021年)10月、突然、組合に対し、職員宿舎の使途について主として記して主として主として主と等の使用は行わないこと等を内容とする「職員宿舎の基本方針(案)」に基づき、その保有する職員宿舎の機能を令いる。 10世末の世界では、一年では、1月14日付けに、1年では、1年では、1月14日付けにでは、1年では、1年では、1月14日付けにに関する団体交渉を申し入れ、同年2月1日でに関する団体交渉を申し入れ、同年2月1日でに関する団体交渉を申し入れ、「職員宿舎の基本方針(案)」では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年	4.12.23	一 (係属中)	_	6回(6回)	0回

整理番号	事 件 番 号 業 種 名 (労組法該当号)	申 立 要 旨	申立年月日	終 結 年月日 終結区分	処理 日数	調査回数	審問回数
(続き)	(2 · 3)	(案)」の内容のとおり「職員宿舎の基本方針」を機関決定した。 組合は、同年9月21日付けで、改めて法人に対し、「宿舎廃止の基本方針」に関する団体交渉を申し入れたところ、法人は、同月30日付けで、既に職員宿舎の基本方針については機関決定済みであり、同年8月31日から同方針に基づく入居者説明会を実施しているところであるとし、「同基本方針の決定に基づく新たな要望の提案がある場合は、改めて団体交渉の申し入れを行っていただくようお願いいたします。」と記載した「団体交渉の申し入れに対する回答」を交付した。 組合は、法人からの上記回答書の交付時にその趣旨を担当者に確認したところ、組合が要求する趣旨を担当者に確認したところ、組合が要求する事項での団体交渉は受け付けず、団体交渉の申入れの取下げを要求する趣旨との回答があった。					

2 新規事件

整理番号	事 件 番 号 業 種 名 (労組法該当号)	申 立 要 旨	申 立 年月日	終 結 年月日 終結区分	処理 日数	調査回数	審問回数
1	5年1号 卸売業、小売業	X2は、会社の従業員にはない。 働組として、X1とX2を併せて「組織内である。X1はX2の下の上組織ららい。、X1はX2の下の上組の上に、X1とX2を併せて「の上組の上に、X1とX2を併せて「の上に書類をするという。。。 令和4年10月末、X1がX2に書類をするといるとと、X1がX2に書類でするが、2に書類であるが、2に書類であるといるといるといるが、2を手がした。が、2を手がした。ははたでは、2を手がした。ははと団体では、2を手がいるとのでははは、2を手がいる。ははと団体のなどでは、2を手がいるとでは、2を手がいる。では、2を手がいる。では、2を手がいる。では、2を手がいるとでは、2を手がいるとでは、2をものには、2をものには、2をものには、2をものには、2をものには、2をものには、2をものでは、2をものであるとにで、2をものには、2をものであるとにでは、2をものには、2をものであるとにでは、2をものには、2をものであるとにでは、2をものには、2をものであるとのであるとのであるとのであるとのであるとのであるとのであるとのであると	5.3.14	5.10.24	225日	4回 (4回)	O回

整理番号	事 件 番 号 業 種 名 (労組法該当号)	申 立 要 旨	申立年月日	終 結 年月日 終結区分		調査回数	審問回数
(続き)	(3)	に対して郵便物の取次ぎを求めたが、会社は、業務外の郵便物は安全性が確認できないと主張して取次ぎを拒否した。また、会社は、過去に郵便物の取次ぎを拒否した事例を把握していないと述べた。X1は、郵便物の安全性の問題は会社に届くあらゆる郵便物に当てはまることであり、X1が発した郵便物に対してのみ危険物の疑いをかけて取次ぎしない対応は、会社の組合嫌悪意思の表れであると主張した。 以降、X1はX2に対して2度にわたって書類を郵送したが、会社はCを通じて郵便物が届いたが、取次ぎしない旨を組合らに電子メールで通知したのみで、これらの郵便物は申立日現在までX2の手に渡っていない。	771		Н 90		
2	5年2号 廃棄物処理業 (2·3)	組合は、令和4年(2022年)6月15日に、会社に対し2022年度の賃金・労働等と供に関する統一要求書を提出し、賃生げ等を等は行わない言を組合に書面第1回団体交渉で、組合は、れいいないで、組合は、れいいないで、はは、ないいないで、はは、ないののでは、ないののでは、ないのでは、といいのでは、ないのでは、といいのでは、は、といいのでは、といいのでは、は、といいのでは、は、といいのでは、は、といいのでは、は、といいのでは、は、といいのでは、は、といいのでは、は、といいのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないいのでは、ないのではないいいいいのではないいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	5.5.9	5.8.8 関与和解	92日	2回(2回)	O 🗉
3	5年3号 不動産業、物品賃 貸業	会社の従業員であったAは、令和5年(2023年)2月28日、会社から業務態度不良を理由に同日付けで自己都合退職扱いで雇用契約を終了する旨を告げられ、同年3月8日、組合に個人加入した。	5.9.19	5.11.1	44日	1回(1回)	0回

整理番号	事 件 番 号 業 種 名 (労組法該当号)	申 立 要 旨	申 立 年月日	終 年月日 終結区分		調査	審問回数
(続き)	(2)	同月17日、組合は、会社のに、①Aの退職 同月17日、組合は会社ではなく会社のに、②とする時間を全て消化を全て消化を主要を主要を主要を主要を主要を主要を主要を主要を主要を主要を主要を主要を主要を	平刀 H		D 次	四数	
4	5年4号 医療業 (1・3)	法人は、令和5年(2023年)8月24日、法人の代理人であるA弁護士を通じて、法人が運営するB医師に対し、自主は商業を表するB医師に対し、B医師が、B医師が、B医師が、これを持った。前年9月5日、紀合に個人がで、記を断ったところ、同年9月5日、組合に個人がである。B医師は、同月7日、組合に個人がある。同月8日、組合は法人のC事務長野郎」などとと、「同月12日、大の田郎、馬鹿野郎」などとは、「日月13日、A弁護士は、組合の日副委員人側での日まで出勤停止を命ずる」と伝え長側の代理人には調整中であること、B医師に対したとを通いたとすること、B医師に対したとであること、B医師に対したとを通いたとすること、B医師に対したとであること、B医師に対したとであること、B医師に対したとであるに出勤停止とすること、別様でファックスする旨伝えた。これに対しの副委員長は、組合からの申入権に対しの計画が応いた。「日期では、現合があるので、日頭で抗議を伝えるとともに、労働委員会へ教済申立てする旨伝えた。	5.9.19	5.10.24 無関与和解	36日	0回(0回)	O□

整理	事件番号 業種名	申 立 要 旨	申 立	終 結 年月日	処理	調査	審問
番号	(労組法該当号)	X I	年月日	終結区分	日数	回数	回数
5	5年5号 医療業	Aは、法人から、平成31年(2019年)1月1日付けで配置転換を命ぜられ、主任から一般職に降格させられたことから、この配置転換が不当であるとして、組合に加入し、法人に対し、損害賠償請求訴訟(以下「本件訴訟」という。)を提起した。その後、Aは、本件訴訟係属中の令和2年	5.10.20	(係属中)	_	0回(0回)	0 П
		(2020年) 10月の組合定期大会において執行委員長に選任され、法人は、このことを同年中に把握しており、当時係属中であった不当労働行為救済申立事件の審問で組合攻撃及びAへの個人攻撃をするなど、Aへの敵意を示していた。本件訴訟の第1審において、法人は、Aが口頭弁論期日に参加するために有給休暇を申請しても、認めようとせず遅刻扱いにし、証人出頭					
		しようとした同僚にも有給休暇を認めず、陳述書提出で支援しようとした別の同僚が子の誕生日に有給休暇を申請したところ認めなかった。そこで、本件訴訟の控訴審の令和3年(2021年)10月12日付け準備書面において、Aの訴訟代理人は、「被控訴人法人は・・・(中略)・・・労					
		働基準法39条に違反することを繰り返し行うなどしているが、これは、被控訴人法人が、その意向に逆らった職員へ嫌がらせを行い、同人を退職に追い込むためであれば、違法行為を行うことも厭わない、特異かつ異常な体質を有することを物語るものである。」(以下「本件表現」という。)と主張した。これに対し、法人は、本件訴訟終結直後の令					
	(1 · 3)	和4年(2022年)10月26日、本件表現が、あまりにも度が過ぎた誹謗中傷、悪罵であり、名誉毀損に該当するものとして、Aに対し、損害賠償100万円を支払うか、これに応じない場合は解雇手続を進める予定である旨の通知をした。					
6	5年6号 医療業	令和5年(2023年)10月6日、組合は、A組合員の休業補償などを主題とする団体交渉の申入書を法人の代理人であるB弁護士にファックスした。 同月17日、組合は、団体交渉の応諾を催促す	5.11.14	(係属中)	_	0回(0回)	0回
		る書面をB弁護士にファックスした。 同月26日、組合は、新たに3名の医師が組合 に加入したことを通知するとともに、休業を命 じられた同3名の休業補償を求めて、B弁護士 に団体交渉申入書で、同月30日までに何らの連					
	(2 · 3)	絡もない場合は、労働委員会へ救済を申し立てる旨通知した。 同年11月2日、組合のC副委員長がB弁護士に団体交渉の応諾を電話で催促したのに対し、 B弁護士は速やかに対応する旨回答したが、それから10日が経過するも、法人側からは何ら連絡がない。					

- (注) 1 調査回数、審問回数は当該年の回数を記載。なお、()は総計。 2 審査期間の目標について当委員会は180日(全終結事件の1件当たり平均処理日数)と定めている。